

政令第二百八十二号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年八月二十日とする。

## 理由

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める必要があるからである。